

[事案 30-44] 更新無効請求

・平成 30 年 11 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約の自動更新に際して事前案内文書が届いていない等として、更新の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 2 月に契約した医療保険について、10 年ごとに契約を更新してきたが、以下の理由により、平成 30 年 2 月の自動更新を無効とするか、または取り消し、更新後の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料がほぼ 2 倍になるにもかかわらず、更新に際して、保険会社から事前案内文書が届いていない。
- (2) 保険会社の調査の結果、案内文書を発送後、郵便局から返送された記録がないと主張しているが、郵送物を発送した客観的な証明にはならない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款には「契約者から保険期間満了の日の 2 週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日に、保険契約は更新されるものとします。」との規定があり、この規定にもとづいて自動更新を行ったものである。
- (2) 当社は平成 29 年 10 月に、郵便局から申立人の自宅に対して、自動更新の案内文書を送付しており、宛先不明で返送された記録もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、更新時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、自動更新の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。